

令和7年第9回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和7年9月25日(木)						
開会場所		鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室						
開 会		令和7年9月25日 午後2時49分						
閉 会		令和7年9月25日 午後3時42分						
議 長		大塚 明夫						
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	欠席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	欠席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	欠席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			寺山 佳宏 ・ 尾澤 利彦					
議事参与			藤村 弥 ・ 小田嶋 愛 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

議案第34号 農地法第3条の規定に関する件

議案第35号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第36号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について

	顛末 令和 7 年 9 月 2 5 日 開会 午後 2 時 4 9 分
【議長】	これより、令和 7 年第 9 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 2 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	議案書の訂正をお願いします。議案書 1 2 ページの（1）会長専決規程第 3 条による専決事項、農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出書について、先月の定例会にて報告済みであったため、削除をお願いいたします。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 5 番 寺山 佳宏 委員・番号 6 番 尾澤 利彦 委員をお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による転用許可申請について上程します。 事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1 件 7 筆 番号 3 1 受人は米麦や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っており、農地法第 2 条第 3 項の要件を満たした農地を所有することのできる農地所有適格法人です。 申請地における小作人は存在しません。受人は今回、売買により新たに農地を取得し、水稻やネギを作付けする計画ですが、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は延べ 1, 0 4 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 7, 9 0 6. 1 5 アールで、法人の事業所から申請地までは約 6. 5 キロメートルですが、現在も申請地周辺を作付けしているため、農作業を行う上で問題はありません。また、周辺農地へ及ぼす影響もなく、

	申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号31について報告いたします。受人は、米麦や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻やネギを作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号31について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、担い手への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第34号について原案のとおり決定いたしました。 続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。

	議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による転用許可申請 所有権の移転 4 件 8 筆 賃借権の設定 2 件 5 筆 番号 3 2 受人は市内に本店を置き、県内を中心に土木建築業を営んでいます。今回北本県土整備事務所が発注している元荒川の河川改修工事に伴い、本申請地を工事用地として借り受け、一時転用したく申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号 3 2 について報告いたします。申請地はおおむね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、第 1 種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。一時転用する期間は約 6 か月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号 3 2 について報告いたします。申請地は、工事用地として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて工事通路や資機材置場等として使用します。このため、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号３３について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号３３ 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、１４４枚の太陽光パネル等の太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。また、売電業者である親会社の〇〇〇〇〇〇〇とは契約締結済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号３３について報告いたします。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径１キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が４０％を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電設備を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【小川 一彦 推進委員】	番号３３について報告いたします。申請地に太陽光発電設備を設置する計画ですが、隣接する農地との境界にはマウントアップを行い、かつ安全対策として周囲にフェンスを設置します。なお、申請地は除草対策として、年３回の草刈りを行う予定です。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【荒井 広志 農業委員】	受人は大阪が本店所在地の会社ですが、年３回の草刈りを行う場合、大阪から来るということでしょうか。
【事務局】	受人の本店所在地は大阪ですが、東京にも支店がございますので、支店の社員又は他の業者へ委託して除草を行うと思われます。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３４について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号３４ 受人は現在東京都内の大学病院に勤務しています。実家がある市内で診療所の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【保科美那子 農業委員】	番号３４について報告いたします。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね５００メートル以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、第３種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。診療所を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【秋山 和生 推進委員】	番号３４について報告いたします。申請地に診療所を建築するとのことですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水本管に接続しますので、周辺農地の営農条件に支障が

	生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３５について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号３５ 受人は道の駅こうのす建設工事に伴う工事用地として、工事の隣接地である本申請地を借り受け、一時転用したく申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号３５について報告いたします。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。一時転用する期間は約２年５か月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号３５について報告いたします。申請地は、工事用地として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて作業ヤード・仮設資材置場・工事車両の回転スペース等として使用します。このため、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれが

	なく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３６について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号３６ 受人は、埼玉県内に本店を置き、県内を中心に関東近県で不動産業を営んでいます。市内に特定建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、特定建築条件付売買予定地４区画の造成を申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号３６について報告いたします。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号３６について報告いたします。本申請は、隣接農地との境界にブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３７について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号３７ 受人は現在、市内で花卉の生産を行っています。市内で花卉の集出荷施設及び事務所の建設を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和７年７月１７日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号３７について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設に供するものである場合」という、第１種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号３７について報告いたします。本申請は、隣接農地との境界にマウントアップを行い、かつ安全対策として周囲にフェンスを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集団農地の縁辺部に位置しているため、地域農業の効率的・総

	合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３５号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３５号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第３６号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３６号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号３ 申出人は、令和７年７月５日に亡くなった買い取り事由が生じた者について、買い取り申出生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明願うものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号３について報告いたします。この件につきましては、令和７年７月５日に買い取り事由が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号４について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４ 申出人は、医師の診断書に基づき農業の継続を不可能とさせる身体の故障が生じた者として、生産緑地の解除を予定しております。本申請は、買い取り事由が生じた令和７年９月１日以前において、申出人が農業の主たる従事者であったことの証明願いが提出されたものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 紀之 農業委員】	番号４について報告いたします。申出人は、申出があった生産緑地について、買い取り事由が生じた令和７年９月１日以前まで農業を継続して行っていたと認められるため、生産緑地に係る農業の主たる従事者と判断してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【保科美那子 農業委員】	故障についてですが、介護認定や障がいなどの基準があるのでしょうか。
【事務局】	故障について、医師の診断書等を参考とし、市都市計画課にて個別に判断しております。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３６号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。								
【一同】	(全員挙手)								
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３６号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第３７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見書の提出について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員について、自己又は同居の親族もしくはその配偶者が賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、４人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。 (指名された委員４名の退出) それでは事務局より議案説明をお願いいたします。								
【事務局】	議案第３７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見書の提出について説明いたします。 今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について、秋池 康雄 外５５名より <table><tr><td>賃借権の設定</td><td>９１件</td><td>７０２筆</td><td>６５８，８３７．９１㎡</td></tr><tr><td>使用貸借権の設定</td><td>２７件</td><td>１１８筆</td><td>６８，７２０．２３㎡</td></tr></table> の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。	賃借権の設定	９１件	７０２筆	６５８，８３７．９１㎡	使用貸借権の設定	２７件	１１８筆	６８，７２０．２３㎡
賃借権の設定	９１件	７０２筆	６５８，８３７．９１㎡						
使用貸借権の設定	２７件	１１８筆	６８，７２０．２３㎡						
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。								
【一同】	(質問なし)								

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 37 号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第 37 号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し送付いたします。 (指名された委員 4 名の入室)
【議長】	続きまして、会長専決規程第 3 条による専決事項を報告いたします。 令和 7 年 8 月 13 日～令和 7 年 9 月 10 日受付分 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 5 件 10 筆 4, 185 m ² 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出 所有権の移転 8 件 10 筆 3, 502 m ² 使用貸借権の設定 2 件 3 筆 695.98 m ² 農業用倉庫に係る届出 1 件 1 筆 90 m ² 合計届出件数 16 件 24 筆 8, 472.98 m ² これらは、全て会長専決でございます。 事務局から補足説明がございます。
【事務局】	農業用倉庫の届出についてですが、先月と同じ案件となりますが受理通知書の交付後に面積の変更の希望がありましたので、再度届け出たものになります。
【議長】	何かご質問はございますか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【秋池 功	・赤い羽根共同募金について

【農業委員】	・全国農業新聞の購読について ・産業祭について
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・農地パトロールについて（御礼） ・令和7年度農業経営状況調査のスケジュールについて ・8月に実施した農地利用最適化活動活性化研修会の日報について ・月報の回収について ・農振除外審議会について
【議長】	これをもちまして、令和7年第9回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和7年10月28日（火）午後2時30分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。 閉会 午後3時42分